

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コプリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。

(1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

(2) 工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目

別運用表（公共建築工事）「別紙－２⑤『８．法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

(3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ～ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事)

第6条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(下請次数を制限した工事の試行)

第8条 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。

2 受注者は、下請次数が3次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。

3 受注者は下請次数が3次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

（仮設トイレの洋式化）

第9条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第10条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第11条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（CCUS活用推奨モデル工事）

第12条 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事（CCUS活用推奨モデル工事）」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/>

（週休2日確保工事）

第13条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。

4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
県土整備部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日(土日)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています

令和○年○月○日まで
時間帯○:○○~○:○○

○○○○工事

発注者 徳島県○○総合県民局
県土整備部○○庁舎
電話 ○○-○○○○-○○○○

施工者 ○○○○建設株式会社
電話 ○○-○○○○-○○○○

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(暫定単価方式の試行)

- 第14条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛(以下「暫定単価」という。)を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
 - 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
 - 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

- 第15条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- 2 本工事は、予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 10.64%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.08%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料(領収書の写し等)を提示すること。
- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計

変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第16条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

（本工事における特記仕様事項を記載）

R 7 吉土 宮川内ダム 阿波・土成宮川内
受変電設備改良工事

特記仕様書

徳島県 東部県土整備局吉野川庁舎

宮川内ダム管理所

1. 総則

1-1 適用

本仕様書は、6kV 高圧配電線から電源を受電とし、低圧の 210[V]に変電して、宮川内ダム内の動力、電灯負荷に電力を供給するための設備に適用する。なお、電気通信施設設計要領・同解説(電気編)平成 29 年版(一社)建設電気技術協会資料 1 を満足する。

1-2 適用規格と法令等

本仕様書に基づくほか、次の関係法令及び諸規格に準拠して設計製作及び据付を行わなければならない。

- (1) 電気事業法
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 建築基準法
- (4) 日本産業規格 (J I S)
- (5) JEM 1425 「金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」(高圧受変電施設)
- (6) JEM 1265 「低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ」(低圧受変電設備)
- (7) 電機部通信設備工事共通仕様書(建設電気技術協会)
- (8) 電気通信設備施工管理の手引き(建設電気技術協会)
- (9) 電気設備共通仕様書(公共建設協会)
- (10) その他関係法令及び規格

1-3 周囲条件

本装置は、次に示す使用条件において、常に異常なく動作しなければならない。

(1) 設置場所

徳島県東部県土整備局<吉野川> 宮川内ダム管理所 電気室他

(2) 周囲条件

屋内、一部機器屋外

1-4 構造

各機器は良好なる材料で構成し、各部は堅牢で耐久性信頼度の高い構造で保守点検及び修理が安全かつ容易な構造であること。

1-5 銘板

装置の筐体には、見やすいところに銘板をつけるものとする。装置等の主要部分には、銘板、刻印又は押印等により表示を行い、主要部分及び入出力端子には、結線図と容易に照合できる記号又は番号をつけるものとする。

1-6 据付

耐震に関しては、「電気通信設備工事共通仕様書（令和6年国土交通省）」で重要機器 Bの機器として、耐震設計を行うこと。

2. 高圧受変電機器

2-1 構成

本設備は、下記に示す主要機器で構成される。

(1) 高圧受電盤

断路器

遮断器

計器用変圧器 [VT, PF, F, VTT]

CT [CT, CTT]

保護装置 [51R, 27]

計器 [W, COS ϕ , V, A]

(2) トランス・コンデンサ盤

変圧器

電力用コンデンサ×2 [SC, 直列リアクトル, MCCB]

電磁接触器 [MC]

保護装置 [51GN]

計器 [V, A]

制御装置 [自動力率調整装置]

(3) 低圧配電盤

スコット変圧器

保護装置 [51GN]

計器 [V, A]

2-2 屋外単体機器

(1) 屋外計器箱

電力量計・無効電力量計(別途電力設置)を収容する

- a) 数 量 1 台
- b) 寸 法 別途指示(設計図書を参照)

(2) 電力供給計器用変圧変流器(別途電力設置)

2-3 屋内単体機器

(1) 高圧受電盤

- 1) 数 量 1 面
- 2) 形 式 屋内自立形
- 3) 寸 法 設計図書を参照し決定する。
- 4) 収納機器

(a) 断路器(三極単投)

- a) 数 量 1 台
- b) 形 式 屋内形、三極単投一点切
- c) 定 格 電 圧 7. 2 [k V]
- d) 定 格 電 流 6 0 0 [A]
- e) 定格短時間電流 1 2. 5 [k A]
- f) 操 作 方 式 遠方手動操作(リンク機構)、手動リンク方式
- g) 絶 縁 階 級 6 号A

(b) 真空遮断器(VCB)

- a) 数 量 1 台
- b) 形 式 水平引出形自動連結式
- c) 定 格 電 圧 7. 2 [k V]
- d) 定 格 電 流 6 0 0 [A]
- e) 定格遮断電流 1 2. 5 [k A]
- f) 定格遮断時間 3 サイクル
- g) 操 作 方 式 電動ばね操作または電磁操作

h) 付 属 品

開 閉 表 示 器 1 式

補 助 ス イ ッ チ 1 式

動 作 カ ウ ン タ 1 式

(c) 計器用変圧器(单相)

a) 数 量 2 台

b) 形 式 屋内用、モールド形

c) 電 圧 比 一次 6, 6 0 0 [V]

二次 1 1 0 [V]

d) 相 数 单相

e) 定 格 負 担 5 0 [VA]

f) 確 度 階 級 1 P

g) 絶 縁 階 級 6 号 A

(d) 計器用変流器

a) 数 量 2 台

b) 形 式 屋内用、モールド形

c) 定 格 電 圧 6, 9 0 0 [V]

d) 定 格 電 流 3 0 / 5 [A]

e) 定 格 負 担 4 0 [VA]

f) 確 度 階 級 1 P S

g) 絶 縁 階 級 6 号 A

h) 過 電 流 定 数 $n > 10$

i) 定 格 過 電 流 強 度 40 倍 以 上 と す る。

(e) 操作用変圧器

a) 数 量 1 台

b) 形 式 屋内形、モールド形

c) 相 数 单相

d) 容 量 1 or 2 [kVA] (メーカー標準)

e) 定 格 電 圧 6, 6 0 0 / 1 1 0 [V]

(f) 配線用遮断器(操作用変圧器 2 次用)

a) 数 量 1 台

b) 定格電圧 600V

c) 定格電流 50AF

d) 極数 2P

(g) 6kV 避雷器

a) 定格電圧 8.4kV

b) 定格電流 2.5kA

c) 個数 3台

d) その他 JIS C 4608「高圧避雷器(屋外用)」、JEC 2374「酸化亜鉛形
避雷器」に適合するものとする。

(h) その他必要品 1式

5) 扉盤取付用品

(a) 名称板 1式

(b) 交流電流計 1式

(c) 同上切替開閉器 1式

(d) 交流電圧計 1式

(e) 同上切替開閉器 1式

(f) 電力計 1式

(g) 力率計 1式

(h) 過電流継電器(2相) 1台

(i) 不足電圧継電器 1台

(j) 地絡方向継電器(64L付) 1台

(k) 操作開閉器(遮断器入一切) 1個

(l) 信号灯(赤・緑) 1組

(m) 配線用遮断器 1台

(n) 故障表示窓 1式

(o) 状態表示窓 1式

(p) 押釦開閉器(ランプテスト) 2個

(表示復帰)

(q) ロック用 T.T(人工地絡試験用) 1式

(r) 試験用端子 1式

6) 制御電源

(a) VCB 操作回路 AC 110 [V]

(操作用変圧器二次より供給)

(b) 制御回路 ACまたはDC 100V(メーカー標準)

(c) 表示回路 ACまたはDC 100V(メーカー標準)

(d) 警報回路 ACまたはDC 100V(メーカー標準)

(2) トランス・コンデンサ盤

1) 数 量 1面

2) 用 途 100 [kVA] 変圧器収納

3) 形 式 屋内自立形

4) 寸 法 設計図書を参照し決定する。

5) 収納機器

(a) 三相モールド変圧器

a) 数 量 1台

b) 形 式 屋内形、モールド形、**2026年第3次トップランナー基準**

c) 冷却方式 自冷式

d) 絶縁種別 F種またはH種

e) 相 数 三相

f) 容 量 100 [kVA]

g) 定 格 連続

h) 定格電圧 6, 600/210 [V]

i) 絶縁階級 6号A

j) 結 線 デルタ(Δ)ースター(Y)結線、混触防止板付

k) 付 属 品

標準付属品一式

ダイヤル温度計(警板接点付)

混触防止版

防震ゴム

l) 適用規格 JIC C 4306、JEM1501

(b) 進相コンデンサ用電磁接触器

660 [V] 50 [AF] 2台

(c) 配線用遮断器

230 [V] 400AF 3P(スコットTR用) 1台

230 [V] 100AF 3P(堤体用) 3台

230 [V] 100AF 3P(SC用) 2台

(d) 低圧計器用変流器

400/5 [A] 15 [VA] 以上 2台

(e) 低圧コンデンサ・低圧直列リアクトル

コンデンサ:油入式 234 [V] 12.8 [kvar] 1台

リアクトル:油入式 220 [V] 0.768 [kvar] 1台

コンデンサ:油入式 234 [V] 19.1 [kvar] 1台

リアクトル:油入式 220 [V] 1.15 [kvar] 1台

(コンデンサの6 [%] 容量)

(f) 零相変流器(100/5A) 1台

(g) その他必要品 1式

6) 扉盤取付用品

(a) 名称板 1式

(b) 交流電流計 1台

(c) 同上切替開閉器 1台

(d) 交流電圧計 1台

(e) 同上切替開閉器 1台

(f) 自動力率調整装置 1個

(g) 配線用遮断器 1式

(f) 切替開閉器(SC自動-手動) 1個

(g) 故障表示窓 1式

(h) 地絡過電流継電器 1台

(i) 温度計用監視窓 1式

(3) 低圧配電盤

- 1) 数 量 1 面
- 2) 用 途 5 0 [k V A] 変圧器収納
- 3) 形 式 屋内自立形
- 4) 寸 法 設計図書を参照し決定する。
- 5) 収納機器

(a) モールド変圧器

- a) 数 量 1 台
- b) 形 式 屋内形、モールド形
- c) 冷却方式 自冷式
- d) 絶縁種別 F 種またはH種
- e) 相 数 三相
- f) 容 量 5 0 [k V A]
- g) 定 格 連続
- h) 定格電圧 2 2 0 / 2 1 0 - 1 0 5 [V]
- i) 絶縁階級 6 号A
- j) 結 線 スコット結線(N相接地)
- k) 付 属 品

標準付属品一式

ダイヤル温度計(警板接点付)

防震ゴム

- 1) 適用規格 JIC C 4306、JEM1501

(b) 配線用遮断器(3 相用)

2 3 0 [V]	4 0 0 A F	3 P (3 相一括、予備、仮設用)	3 台
2 3 0 [V]	2 2 5 A F	3 P (P1~P3, スコット TR1 次)	4 台
2 3 0 [V]	1 0 0 A F	3 P (P4~P9, P12)	7 台
2 3 0 [V]	5 0 A F	3 P (P10~P11)	2 台

(c) 配線用遮断器 (単相用)

2 3 0 [V]	2 2 5 A F	3 P (T1~T3)	3 台
2 3 0 [V]	1 0 0 A F	3 P (T4, M1)	2 台
2 3 0 [V]	5 0 A F	3 P (T5~T10, M2~M10)	1 5 台

(d) 低圧計器用変流器			
	300/5 [A]	15 [VA] 以上(3相一括×2)	2台
	200/5 [A]	15 [VA] 以上(スコットTR T×2, M×2)	4台
(g) 零相変流器(100/5A)			1台
(h) その他必要品			1式
6) 扉盤取付用品			
(a) 名称板			1式
(b) 交流電流計			3台
(c) 同上切替開閉器			3台
(d) 交流電圧計			3台
(e) 同上切替開閉器			3台
(g) 故障表示窓			1式
(h) 地絡過電流継電器			1台
(i) 温度計用監視窓			1式

2-4 塗装色

製造者標準とするが詳細は別途指定する。

2-5 付属品

高圧ヒューズ

遮断器引出装置

断路器操作棒

フック棒

試験用端子テストプラグ

補修塗料

2-6 その他

監視制御盤は、別紙「受変電施設監視制御項目」とする。

3. 試験及び検査

機器の受け入れ・据付及び総合・竣工試験・検査は、以下の項目を行うこと。

なお、各試験、検査については、試験要領書（目的・要領・記録様式・判定基準を明記）を事前に提出し、監督員の承諾を得ること。

試験及び検査項目

- 1) 外観検査
- 2) 絶縁抵抗測定
- 3) 機能確認試験
(遮断器・断路器動作試験、保護装置単体試験、機器校正試験等)
- 4) 保護装置試験
- 5) 警報表示試験
- 6) 接地抵抗測定
- 7) 絶縁耐力試験
- 8) 総合動作試験

(1) その他 監督員の指示する項目

工場検査の記録も提出すること。

総合動作試験においては、制御監視盤は将来用であることを考慮のうえ計画・実施すること。

受変電施設 監視制御項目

項目		高圧受変電箱		監視制御盤※		備考
		制御	監視	遠隔制御	遠隔監視	
高圧受電盤	断路器「入-切」		○		○	
	遮断器「入-切」	○	○		○	
	警報停止	○				
	故障復帰	○				
	ランプ点検	○				
	受電過電流		○		○	
	受電地絡		○		○	
	低電圧		○		○	
トランス・コンデンサ盤	変圧器温度上昇		○		○	
	電流		○		○	
	電圧		○		○	
	電力		○		○	
	低圧3相地絡		○		○	
	切換電磁接触器 「手動-自動」(SC制御)	○				
	故障復帰	○				
	ランプ点検	○				
	電流		○		○	
	電圧		○		○	
	SC用電磁接触器	○				
低圧配電盤	3相用電流		○			
	3相用電圧		○			
	単相電流1		○			
	単相電圧1		○			
	単相電流2		○			
	単相電流2		○			
	低圧単相地絡		○			
	変圧器温度上昇		○			

※ 監視制御盤は将来実装